毎月1回10日発行

大阪農業時報
発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷　清

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ　検索

主な記事

◎府遊休農地対策協…2面
◎農委会長大会
大阪選出議員に要請…2面
◎都市農業ひらかた
道場研修生…4面

組織・制度改革
府内農業委員会の実態

現在、国会で農業委員会法を含む「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が審議されている。

法改正に際しては、農業委員の選出方法や定数の規定などが地域の実態に即したものとなるような対応が必要となっている。

大阪府内の選挙委員数は、平成26年8月1日現在で、619人、選任委員を含む全農業委員数は、875人。選挙委員は1市町村あたり14・4人。最少は忠岡町の7人で、最多は堺市の28人となっている。

委員の過半を認定農業者から選任することが検討されているが、府内で農業振興地域を設定しているのは21市町村で、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の総数は、平成27年3月末現在で、30市町村、104経営体となっている。

認定農業者がいないのが13市町。5経営体以下が10市町と3分の1近くを占める。100経営体を超すところは、3市のみとなっており、市町村に大きなバラツキがある。

認定農業者は、自らの経営が忙しく農業委員会への参画が困難な場合もあることから、地域の実情に即して、弾力的な対応が図れるような検討が必要となっている。

（浅井）

大東市
防災協力農地登録制度始まる

大東市は、今年4月1日に防災協力農地登録制度をスタートさせた。

「防災協力農地登録制度」とは、災害時における住民の安全確保や復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置き場として活用できる農地を、農家の協力により、あらかじめ登録するもの。府内では現在、寝屋川市、守口市、貝塚市、堺市、高石市、大東市が取り組んでいる。

大東市農業委員会・橋本順昭会長は、平成25年8月に市内で開かれた「大東市議会出前政策意見交換会」に出席。農地を生産面だけでなく、防災空間として活用することで、農地が身近な避難地として認識されることから、農地保全の重要性が高まるとし、同制度の推進を提案。

それを受け、市議会から市長に制度の実施に向けた要請が行われた。

「いつ起こるか分からない災害に向け、防災協力農地を登録しておくことは、一つの安心材料になる。また、この機会に、農地の多面的機能についても理解を深めてもらい、地域交流を深めたい。その結果、ゴミ投棄や農機の機械音への苦情等も少なくなるだろう」と橋本会長は話す。

まずは農業委員に登録を依頼し、地域農家や農協の協力を得ながら、登録農地を増やすことを予定している。

（北川敬子）

多面的機能を果たす農地（大東市内）

風速計

夜ともなると田んぼから、カエルの声が聞こえる季節となった。今年も、田では、トラクターによる代掻き作業が始まった◆これまで、農地だったところが資材置場などに転用されたりと、周りの風景は少しずつ変わってきている◆耕作を続けていた親世代が引退し、息子の世代になって耕作をあきらめたのだろうか。農地転用の理由は、経済的要因など様々◆先月既報のとおり、都市農業振興基本法が成立し、都市農地を保全し、持続的に農業経営を展開していこうという方向付けが行われた◆田の横では市民農園があり、農作物を熱心に手入れし作物の成長を楽しむ風景も見られる。都市農地と共存するような街づくりを求めたい。

（浅井）

府遊休農地対策協総会

「基金」残高3年めどに解消
中間管理事業との連携も課題

大阪府遊休農地対策協議会（会長・大阪府みどり公社齊藤理事長）は、5月15日に大阪府咲洲庁舎で総会を開いた。上程された平成26年度事業報告・決算報告、27年度事業計画、収支予算はすべて了承された。

対策協では今年度、遊休農地の再生利用と農業の多様な担い手の確保を同時に図ろうと、より一層企業等の農業参入を促す。このため、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」による「基金」と、大阪府の「企業等参入拡大支援整備事業」等を一体的に活用して、耕作放棄地の再生利用と多様な担い手確保に取組み、「基金」の残高を向こう3年をめどに解消するという目標を設定した。

国の交付金を利用する場合は、市町村での協議会設立が必須。事業メニューの国の補助も多くが2分の1以内で、市町村や遊休農地復旧主体の負担が必要となるなど、利用しづらい面があり、大阪府では十分に活用されてこなかった。

また、使われていない基金の一部を返納せよとの国からの指示で、平成22年度に一部を国庫に返還している。

他方、遊休農地対策をすすめていくには農地中間管理事業との連携が課題。府みどり公社（農地中間管理機構）では、昨年度は15㌶（新規で12㌶）の農地貸借を実施した。しかし、借り受け希望面積が134㌶に上っているのに対し、貸し付け実績は約1割にとどまっている。貸し付け希望についても、実際には27㌶あり、15㌶しか貸し付けられていないなど課題も多い。

みどり公社では、こうしたことから今年度6月中に重点地区を設定した上で、地域の一定のエリアを対象に、担い手への農地集積に向けた取組みを進める。

また、事業の一部について市町村等に委託したり、ミニハード整備の実施、企業をはじめとした新規参入への配慮、高齢者が安心して貸し付けられるような規定の改正を検討する、としている。

（鈴木）

全国農委会長大会

大阪選出国会議員へ要請実施

5月28日に東京都日比谷公会堂で全国農業委員会会長大会が開かれた。大阪から農業会議役員、各市町村農委会長など87人が参加し、大阪選出国会議員に対して農委制度・組織改革に関する要請活動を行った。

大会では、①農業委員・推進委員の現場の実態に即した円滑な選任、②農業委員、農地利用最適化推進委員の定数の確保、③農業委員会の事務局体制の強化等を盛り込んだ「新たな農業委員会制度の確立に関する要請」等を決議した。

今回の要請活動では、各農委が、議員本人へ直接面会し、農委制度・組織改革について要請した。

各農委会長らは、大阪府内では43市町村のうち13市町で認定農業者が存在しないという実態を受けて、「委員の過半を認定農業者」とする規定に関して例外を定めることが必要であると要請。また、農業会議は国と都道府県の補助金、市町村等からの拠出金を財源として活動してきたことから引き続き補助金の確保、及び農地転用許可等に係る知事諮問に対する答申について第三者機関に準じた形で引き続き農業会議が行うこととする等、農業現場の実態を踏まえた改正を行うよう要請を行った。

（沼田）

平成27年度「大阪産（もん）五つの星大賞」募集始まる

「大阪産（もん）五つの星大賞」は、大阪産（もん）のPR活動や6次産業化等に取り組み、ブランドイメージの向上に貢献した活動を称えて贈られる（大阪府主催）。5組の活動を輝く星にたとえ、「五つの星」として表彰。今年で5回目を迎える。

応募対象は、「大阪産（もん）商標登録ロゴマーク」を使用する個人、団体、法人で自薦、他薦を問わない。応募方法は、応募・推薦調書を作成し、大阪府流通対策室大阪産ブランド推進グループあてに提出。応募（推薦）締め切りは6月19日（金）必着。

応募方法の詳細は左記にアクセスを。

http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/taisyou_bosyu.html

（北川敬子）

月間農政ファイル

5・1～6・1

5・12　農水省は、担い手の飼料用米の生産コストを10年で半減し、生産性を倍増させる方針を明らかにした。新たな食料・農業・農村基本計画に示した単収5割向上と併せて、今後実現に向けた取り組みを推進する。

5・19　農水省は、農地中間管理機構について、昨年度の実績を発表した。機構が担い手に貸し出したり、売り渡したりした面積は全国で3万1000㌶。政府目標（年間14万㌶）の22％の水準にとどまった。

5・26　政府は、平成26年度の食料・農業・農村白書を閣議決定した。人口減少や高齢化で集落の維持が難しくなるとの見通しから、農村活性化について議論。

5・29　農林水産省は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を改正し、公表。

経営所得安定対策事業
交付申請締め切り6月末
担い手への支援充実へ

担い農家の経営の安定を図る経営所得安定対策の交付金交付申請書の市町村（農業再生協議会）への提出期限が、6月30日となっている。

経営所得安定対策は、水田で出荷・販売を目的として大豆、米粉用米等の戦略作物や園芸作物を生産する農業者に対して支援が行われるもの。大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜に取り組むと10㌃あたり、最大5万円が交付される。

交付メニュー及び単価は現在国と協議中となっているが、内訳として、①地産地消作物を27年度中に出荷・販売した場合、交付単価が1万円（上限単価）、②景観形成作物、地力増進作物を27年度中に栽培し、作業日誌を作成していれば、交付単価4000円、③大阪エコ農産物加算は、①の地産地消作物の内、府が定めるなにわ伝統野菜認証を受けた作物、同じく①の地産地消作物の内、府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物、前略作物助成を受けてている大豆、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）を要件として加算で、交付単価は、1万7000円となっている。

さらに、大阪版認定農業者等への支援として、大阪版認定農業者（国版含む）が作付する前記①の地産地消作物に加算され、交付単価が1万7000円となり、人・農地プラン加算では、人・農地プランで地域の中心経営体に位置づけられた前記大阪版認定農業者に交付単価6000円が交付される。（下図参照）

（浅井）

御田植式で豊作祈願
富田林市内　献穀田

宮中行事の新嘗祭に献上する献穀米の御田植式が5月25日、富田林市大字佐備にある南義信さんの田んぼで行われた。JA大阪南等から関係者40人が出席し、南さんらが神前に供えた苗を植え、栽培の無事と豊作を祈願した。

献穀米は、金剛山から流れる清水を使って栽培される。品種は、「ヒノヒカリ」。今後は、9月下旬～10月上旬に行われる抜穂式での稲刈りを経て献上される予定だ。

御田植式の挨拶に立った中谷組合長は、「このたび献穀米に選出されたことは大変名誉なこと。東條地区では、東條地区農業活性化協議会が結成され、地域産業の振興に積極的に取り組んでおり、献穀米の栽培は地域をあげて支援していく。献上に至るまで今後ともご協力をよろしくお願いしたい」と話した。

（沼田）

苗を植え、豊作を祈願する関係者

情報提供活動
引き続き強化を

農業委員会改正法案が、今国会で審議されているが、改正法案においては「農業一般に関する調査及び情報の提供」が引き続き所掌事務に位置づけられている。農業専門紙・組織紙としての全国農業新聞を通じた情報提供や全国農業図書の活用による情報提供が重要となっている。全国農業新聞は月額700円、引き続き普及推進の取り組みを。（沼田）

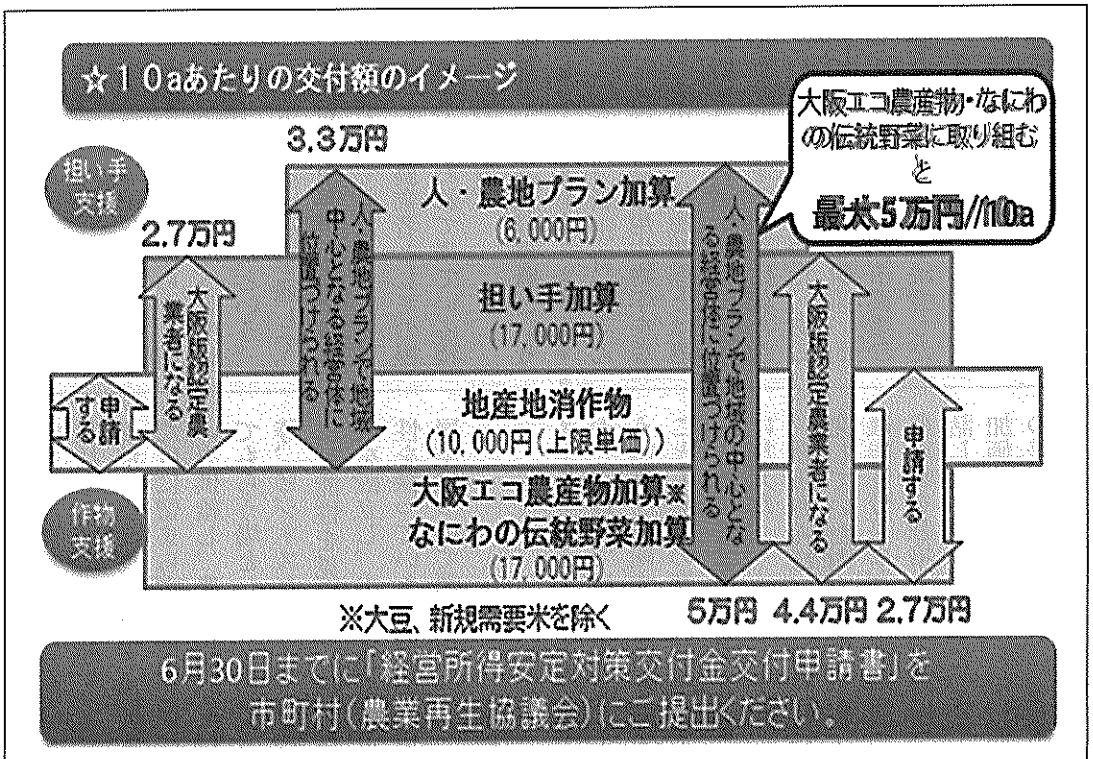

次代を担う門下生たち
都市農業ひらかた道場

枚方市内の「農園 杉五兵衛」で研修を受ける第1期研修生

「都市農業ひらかた道場」は、後継者育成のために、枚方市の農業振興をリードする4農業経営体が「師範」として実地研修の指導を行う新規就農研修事業である。2年間の長期にわたってこのような研修を実施するのは府内では珍しく、注目を集めた。今年度には第2期研修生も入門した。

今回は、入門して2年目となる第1期研修生の3人に自身の目標を話してもらった。

自立・継続的な農業を目指す
鈴木　一弘さん

鈴木一弘さん(28)は、府環境農林水産部農政室から紹介されたことでこの取り組みを知った。他にも研修先の候補はあったが、比較的大規模で農業を営み、成功している農家のもとで研修を受けられる、ということから最終的にこの都市農業ひらかた道場を選んだ。

大学ではコンピュータ関連の研究をしていたため、当時農業との関わりは薄かったが、数年前に受けた農業体験で農業の魅力にとりつかれた。その後、各地で農業体験や研修を重ねていくうちに、本格的に農業を始めたいと感じるようになったという。

鈴木さんは今後の展望について「まず、オーソドックスな手法で栽培をし、自立出来るようになることが必要だと考えます。そこから有機栽培など、より品質にこだわった農産物を作っていきたい」と話す。農業に憧れ就農を決意しても長く続けることが容易でない場合も少なくない中で、まず自立ありきという考え方を示した。

「こだわって育てたものほどおいしくなるのは研修で実感しています」と語る鈴木さん

(沼田)

“魅せる農業”の可能性を探る
阿部　亜紀さん

テーマパークの経理職に就いていた阿部亜紀さん(41)は、実家の家庭菜園で味わった野菜のおいしさを伝えていきたいという思いから、農業への転職を決めた。茨城県の農業学校に短期で通ったのち、この都市農業ひらかた道場へ入門したという。

「農地全体を使って”魅せる農業”を展開していきたいと思っています」と意気込む阿部さん

この道場での研修を通して、「天候に対する意識や生活リズム等が変わってきたように感じている」と、農業者としての視点、感覚が培われて来ている様子がうかがえる。

阿部さんは「元経理職という経歴を活かし、マネジメント機能を高めた効率的な農業経営で収益を上げたい」と話す。また、農地は農産物を栽培し出荷するだけに留まらず、都市住民に憩いを供給し、農業に関心を持ってもらう場としても活用できる等、ビジネスという観点で農業に可能性を見出す。「将来は法人を設立し、夫婦で農業の可能性を探っていきたい」と今後の展望について語った。

(沼田)

自身の強みを活かした付加価値を
新田　育朗さん

子供のころから植物に興味があったという新田育朗さん(39)。大学では応用生物学を専攻し、その後、植物関係とは違う分野の仕事に就いたが、やはり植物に関係する仕事に就きたいという思いが強かった。ある時参加した体験農園で農業の面白さを実感し、この都市農業ひらかた道場への入門を決意したという。

今回の研修で新田さんは、市内で成功を収めている農業者のもとで研修を受けているので、その技術やノウハウはとても参考になるが、一方で、実際に農業で成功を収めるためには相応の苦労が必要であることを日々肌身で実感しているという。しかし「最近では栽培する上で伴う困難を打開する手段を考えることも農業の楽しみの一つであると感じるようになった」と付け加えた。

新田さんは、「大学時代に研究していた内容を活かすべく、機能性野菜など技術を集約した農産物を栽培していきたい」と話した。自身の農業について付加価値を追求することで、他との差別化を図る。

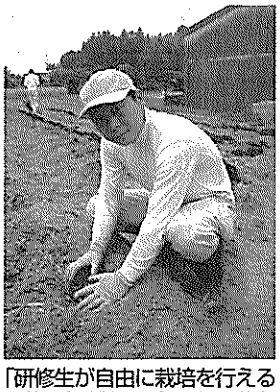
「研修生が自由に栽培を行える研修ほ場があり、色々な野菜を試作しています」と新田さん

(沼田)

27年度重点項目を説明

農委事務局長会議

大阪府農業会議は5月18日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで市町村農業委員会事務局長会議を開いた。

農業委員会法等改正への対応について報告した後、平成27年度重点項目について説明した。

法改正への対応については、現在国会で審議中の法案について説明。農業委員の十分な定数の確保や、新制度への円滑な移行措置が重要であると強調した。

農地台帳公開システムについては、27年度中に開発されるフェーズ2の概要について説明。また、既に公開されている部分についても、農地利用状況調査の結果に基づく情報などの補正を進めなければならないことを説明した。

（田村）

泉州たまねぎ祭

～昔の味をもう一度～

平成19年度から始まり今年で9回目を迎える「泉州たまねぎ祭」が5月17日（日）、泉州黄たまねぎの発祥の地とされる田尻町で開かれた。

町内でエコ農産物として栽培された泉州黄たまねぎ（吉見早生）2㌔入りの袋の販売と、吉見早生を使用したかき揚げの試食が行われた。

当日は来場者が長蛇の列を作り、用意されていた888袋はすぐに完売した。

（田尻町農業委員会提供）

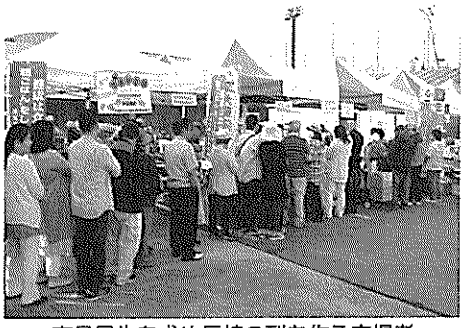

吉見早生を求め長蛇の列を作る来場者

ご案内

公務災害補償制度にご加入を

農業委員等が公務従事中に急激かつ偶然な外来事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる「市町村農業委員会等の公務災害補償制度」にご加入下さい。

この保険制度は全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約です。

お問い合わせは各農業委員会まで。

概要は次のとおり。

【加入資格】市町村農業委員、協力員、相談員等

【保険期間】毎年10月1日から1年間

農地の貸借促進が必要

堺市農委

堺市農業委員会（吉田義清会長）では、5月18日から27日にかけて農地パトロールを行った。

パトロールは地区ごとに地区担当の農業委員、事務局が合同で行った。パトロール2日目となった19日には市内北部の南八下地区の市街化調整区域内農地の利用状況を調査した。この日、調査の対象となった農地は、いずれも長年にわたって遊休化している農地であり、雑草が生い茂るなど管理が十分でないものも見受けられた。

事務局よりパトロールに参加した東野氏は、「南八下地区は、農地への進入路が狭いケースが多く、軽トラックや農業用機械の搬入も困難であるため、遊休化していると考えられる。また、堺市全体で見ると、担い手の減少も近年遊休化した農地が発生している一因であり、農地中間管理事業等を農地所有者に対して正しく認知してもらう必要がある」と話した。

（沼田）

調査対象農地を確認する野口農業委員（左）

府職協役員会開く

大阪府農業委員会職員協議会（会長・端山河内長野市農委事務局長）は5月18日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで役員会を開催した。

議事では、総会付議事項等について協議した。

また、農地法改正法案のなかで農地転用諮問の変更が挙げられている点については、優良農地確保のため、30㌃超という面積基準とは別に、府内統一の基準が必要であることを事務局より説明。今後、職員協議会等で検討を進めていくこととした。

泉南、三島地区で職協総会

泉南地区、三島地区で職員協議会総会が開催された。概要は次のとおり（①開催日、②開催場所、③農業会議事務局出席者）。

○泉南地区（会長・原田熊取町農委局長）

①5月19日、②阪南市役所、③北川総務課長

○三島地区（会長・林摂津市農委局長）

①5月29日、②茨木市役所、③田村総務課主事

シンポジウム

グローバル時代の〝食〟を考える
～今こそ見つめ直したい、我が国ニッポンの豊かな食卓～

行政、事業者、生活者にとって重要なテーマである「食の安全・安心に関する正しい情報提供のあり方、日本の食の豊かさを今一度見直すこと」を目的に、5月28日、テイジンホール（大阪市中央区）でシンポジウムが開催された（時事通信社主催、イオン株式会社協賛）。会場には250名が詰めかけ、パネルディスカッションで活発に意見交換が行われた。

日本的な「食べ方」を意識し健康的な食生活を

オープニングスピーチは、農学者で東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏。グローバル時代の〝食〟のあり方について、食料自給率39％（カロリーベース）という状況の中、海外からの輸入食品を使うことは否定できないが、外国の食べ物に依存している民族としての見地から大きな問題が生じていると警鐘を鳴らした。

1つ目は、グローバル化が進んでも食料保障はなく、人口1億2千万人の食料は自分たちで賄わなければいけないという課題。2つ目は、輸入食材の安心・安全に鋭い視線を向けることの重要性について話した。

また、長い歴史の中で日本人の食生活に適合してつくられた遺伝子が、急激な食生活の変化に対応しきれなくなり、生活習慣病やガンの罹患を急増させている事実に真摯に向き合おうと訴えた。かつて世界有数のベジタリアンだった日本人の遺伝子をもつ現代人へ、日本的な「食べ方」を意識し、積極的に野菜を摂取する必要があることを示唆した。

さらに、農政審議会委員を務める氏の〝小泉式農業の復活法〟を披露。若者が農家で農体験を積む制度を国家プロジェクトとして創設し、日本農業への危機感と同時に使命感や希望を感じてもらいたいと期待を込めた。

来場者を交えて行われたパネルディスカッション

多様性を認め豊かな食文化を築く

続いて行われた「行政・企業・生活者の取り組みについて」の講演では、農林水産省消費・安全局消費者情報官の道野英司氏、生活協同組合こうべ元理事（消費生活アドバイザー）の伊藤潤子氏、イオンリテール㈱執行役員広報部長兼お客さまサービス部長の三宅香氏が登壇。各分野からみた食の安全性について見解が示された。

伊藤氏は、消費者に求められているのは、「自分で考え、冷静さをもって受発信し、価値観を押しつけない。自分の舌で判断し、合理的な食生活を送る」ことだとし、三宅氏は、「海外の食品を安心して食べてもらうためには、各国で異なる安全・安心の基準を日本基準に合わせることが重要」と語った。

最後に、「豊かな食文化を楽しむために、食卓を見つめなおす」と題し、パネルディスカッションが行われた。パネラーは先に講演を行った3氏、司会進行は長崎大学広報戦略本部准教授・堀口逸子氏が務めた。

道野氏は、来場者の「日本の食に求められているものは？」という質問に答え、「日本型食生活は高齢者には馴染みやすいが、若者には取り組みやすさが必要。外食・中食を含め、それぞれのライフスタイルにあった健康的な食生活を薦めたい。また、農に親しむ食育も必要だ」と、食に対する関心を高めることを強調した。

（北川敬子）

青年就農給付金 募集始まる

大阪府環境農林水産部農政室は、平成27年度大阪府青年就農給付金事業（準備型）の募集を始めた。青年の新規就農を促進するにあたって、技術の習得や所得の確保等といった課題を給付金で補うことにより就農意欲を高め、農業研修へ専念してもらうことが狙い。府が認める研修機関において、研修を受ける者に対して給付される。

この事業に応募するための要件として、就農予定時の年齢が原則45歳未満であること、先進農家で研修を受ける場合に研修先として適切であること、農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに原則加入していること等が定められている。これらを満たしている応募者のうち、研修計画書の内容、面接により、事業の趣旨に沿った優先度の高いものに対して、予算の範囲内で給付を行うこととなる。

給付金の額は、給付期間1年につき1人あたり150万円、給付期間は最長2年間と定められており、給付は半年分の75万円を単位として行う。

応募期間は5月28日（木）から6月18日（木）まで。郵送と持参の両方で応募を受け付けている。提出は大阪府咲洲庁舎22階農政室推進課まで。

（沼田）

第410回常任会議

大阪府農業会議は5月27日、大阪市内のJAバンク大阪信連事務センターで第410回常任会議員会議を開いた。

第1号議案の農地法第4条、第5条の規定に基づく知事諮問案件では、10件（8892平方㍍）を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

第2号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく能勢町、箕面市、岬町、岸和田市、泉南市、八尾市、東大阪市、堺市農業委員会会長諮問案件では、14件（9606平方㍍）を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

答申の内容は次のとおり。

【第1号議案 知事諮問分】

	件数	面積（平方㍍）
第4条	3	1552
第5条	7	7340
合計	10	8892

（農地区分別件数は、3種農地4件、2種農地6件）

【第2号議案 農委会長諮問分】

第4条	4	2644
第5条	10	6962
合計	14	9606

（農地区分別件数は、3種農地8件、2種農地6件）

北河内地区連総会

5月22日、北河内地区農業委員会連合会（会長・中野利佑門真市農委会長）は門真市役所で平成27年度通常総会を開いた。

総会では、平成26年度事業報告・歳入歳出決算報告、平成27年度事業計画・歳入歳出予算、平成27年度都市農業啓発事業について審議され、いずれも了承された。

事業計画では、都市農業啓発事業の実施や農業委員会活動の広域的な連携を図っていくことなどを盛り込んだ。農業会議からは鈴木事務局長が出席し、農業委員会組織改革等をめぐる情勢について報告した。

泉北地区連総会

泉北地区農業委員会連合会（会長・忠岡町前川農委会長）は、5月26日、忠岡町役場で27年度総会を開き、26年度事業報告・決算報告、27年度事業計画・予算など、提出された議案すべてを了承した。

来賓として出席した府泉州農と緑の総合事務所の大西所長は、農地中間管理事業の進捗状況について報告。26年度の泉州管内での中間管理権設定は、堺市で10・6㌶、岸和田市、貝塚市で0・3㌶、企業等の農業参入で3件1・3㌶、準農家2人で0・1㌶の実績があったと述べた。

しかし、大阪府内での中間管理事業は目標の1%しか達成できておらず、農地中間管理事業で参入希望面積123・1㌶（242者、内企業32社）に対し、実際の貸借面積は15・1㌶（33者、内企業3社）となっているなど、農地の需要と供給はかみ合っていない。こうした状況を踏まえ、大西所長は「農地貸借の推進には、貸借可能農地の掘り起こしが必要だ」として、市町村・農業委員会の協力を求めた。

このほか、農業会議から鈴木事務局長が出席し、農業委員会組織改革等をめぐる情勢について報告した。（鈴木）

聡子の農地相談室⑭

遺贈された農地に遺留分減殺請求がなされたら?

紫陽花が雨に映える季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年度2回目の農地相談室は、農地の相続をめぐる紛争の一場面です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

Q　父が死亡、遺言により長男が農地の遺贈を受けましたが、父と長年同居し、介護も行ってきた次男は納得できず、自らの相続権を主張して、遺留分減殺請求を行いたいと考えています。この場合、農地法上どのような手続が必要でしょうか。

A　はじめに、本件で次男が主張している権利について簡単に解説しておきます。

被相続人が遺贈または生前贈与を行っていても、民法1028条に定める法定相続人は相続財産のうちで一定の相続分を自己のために確保することができます。これを「遺留分」といいます。この遺留分の回復をめざして行われる権利主張が「遺留分減殺請求」です。遺留分減殺請求がなされると、その範囲で贈与・遺贈は失効し、遺留分に相当する財産は遺留分権利者に当然に帰属していたものとして扱われることとなります。ただし、遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続の開始および減殺すべき贈与・遺贈があったことを知った時点から1年で時効により消滅するので（民法1042条前段）注意が必要です。

続いて、農地法上の手続についてですが、遺留分権利者が遺留分減殺請求権を行使をすることによって被相続人のした贈与等はその効力を失います。これは本来移転するはずではなかったものを元の状態に戻すことであるから、農地法3条の規制対象とはならず、同条の許可は不要です。

なお、先月号で紹介しました『新 農地全書〔第6版〕』では、遺留分の算定方法などについても詳しく解説されておりますので参考になさってください。

（和田）

「水なす」の新味・新食感を引き出す

「しょうゆ粕漬け」が新発売

今が旬の水なす。本場、大阪泉州水なすを使った「水なすのしょうゆ粕漬け」が5月に発売された。商品開発したのは懐石料理店「雲鶴」（大阪市北区）の料理長・島村雅晴さん。

某醤油メーカーの研究所で、醤油の香りに発酵の複雑な香りが加わった、醤油の絞り粕に出会い、「これは漬床に生かせる」という予感がしたと言う。

年初に、田辺大根や天王寺蕪などの冬野菜で試すと美味しい漬物が出来上がり、今度はぜひ、水なすでと最盛期を待ち望んでいた。

かねてより仕入れをし、その品質は折り紙つきという北野農園（貝塚市）の水なすを使って商品化。店の顧客に好評で、ネット・イベント等でも発売中。大阪野菜の新しい加工品として注目を浴びる。

（北川敬子）

水なすの持ち味であるフレッシュ感を生かしつつ、醤油粕の熟成した香りを移した新味。皮をむいて漬けたタイプの新食感も好評（ともに1個500円／税込）

随想

府民参加で農地の保全・活用を

（一財）大阪府みどり公社（大阪府農地中間管理機構）
理事長　齊藤康彦

「しれとこ100平方メートル運動の森・トラスト」ってご存知ですか。

原生的な自然につつまれた秘境として有名な知床半島ですが、その西端の岩尾別地区は戦前・戦後を通じて農地として開墾され、60戸ほどの農家が農業を営んでいたそうです。

しかし、水利が悪く、軽石におおわれているなど厳しい環境のため、離農が相次ぎ、1973年にはすべての農家が去り、約860㌶の離農農地（耕作放棄地）が残ることとなりました。当時日本は「日本列島改造論」による土地の投機ブームの中にあり、うち100㌶が不動産業者に買収され、乱開発が心配される状況でした。

このため、地元斜里町が中心となって、これらの土地を守り、自然の森に復元しようと、全国に呼びかけて1人当たり100平方メートルずつの土地を買い上げる寄付を募り、この資金で離農農地の買い上げとその後の植樹を実施する運動を1977年から展開しました。そして、イギリスのナショナル・トラスト運動にヒントを得たこの運動を「しれとこ100平方メートル運動の森・トラスト」と名づけました。

その後、33年かけてすべての離農農地を買い上げ、原生の森へと復元しています。

そして今、日本各地で後継者不足により新たな耕作放棄地が増大しています。

平成22年の農林水産省の統計によると、農家の高齢化や後継者不足などにより、全国で耕作放棄地が約40万㌶発生しており、全農地の約9％に達しているとされています。大阪府では、1665㌶で全農地の12％です。

このようななか、国において農地中間管理事業が昨年度よりスタートしました。後継者不足等により耕作が困難になった農地を借り上げ、認定農家などの担い手に転貸する制度です。農地の集積、集約化を図り農家の規模拡大と生産性の向上をめざすとともに、耕作放棄地の解消・発生予防を図ろうというねらいで制度化されました。

先日、この事業の昨年度の全国の実績が発表されました。年間の転貸目標約15万㌶に対し実績は2万5千㌶にとどまっています。富山県や福井県などの農業県では成果があがっているものの、大都市をかかえている都府県ではあまり実績があがっていないのが現状です。この制度が、米作中心の基盤整備済みの農地を想定し、担い手の規模の拡大を重視しているため、畑作や施設園芸中心の大都市近郊の農業の実態にそぐわない面があると考えています。

農地の保全、遊休化の予防の都市型モデルが必要

都市近郊で農地を保全していくことは、単に新鮮な食料を供給するのみでなく、防災や景観の観点からも重要です。また、府民への安らぎの場、農業や環境を体験し、学ぶ場としても役立ちます。したがって、農家の規模の拡大だけでなく、農業を志す若者への貸し付け、市民農園や観光農園、教育実習農園、障がい者の就労の場、ビオトープやミニ里山としての利用など、多様な活用方策を検討して、農家だけでなく府民みんなで農地を守っていくことが大切だと考えています。

しれとこの耕作放棄地を全国の人びとが協力して原生の森に戻したように、府民参加型の農地の保全・活用モデルを大阪で展開できないか。そんな想で、みどり公社の事業を展開していきたいと思っています。

筆者の紹介（さいとう　やすひこ）
北海道大学法学部卒。1975年大阪府庁入庁。2012年退職。2013年から現職。